



高等部 後期産業現場等における実習



高等部では、10月6日(月)から17日(金)までの2週間、41か所の企業や福祉事業所にご協力いただき、現場実習に取り組みました。1学年は初めての实習で不安も多かったと思いますが、無事に終えました。2・3学年は、前期の実習の成果や課題を受け、後期の実習までの間、それぞれの生徒が校内で学習を積み重ね、目標達成に向け、真剣に取り組みました。一部ではありますが、実習の様子をご紹介しますので、ご覧ください。

【現場実習(1学年)】

- 実習先: (福)阿闍羅会
ワークキャンパス大鰐
- 実習内容: 椎茸の運搬



【現場実習(1学年)】

- 実習先: (株)なでし子
わん・せるふ
- 実習内容: 畑作業、フルーツ
キャップ折り等



【現場実習(1学年)】

- 実習先: (株)ラグノオささき
境関工場
- 実習内容: 菓子製造補助



【現場実習(2学年)】

- 実習先: (特非) team.Step by step
NEXT☆b
- 実習内容: 課題(マッチング)、
ハロウィン工作等



【現場実習(2学年)】

- 実習先: (株)笑桜会
さくらスマイル板柳事業所
- 実習内容: 畑作業、空き缶潰し、
清掃等



【現場実習(2学年)】

- 実習先: ブックオフコーポレーション(株)
BOOKOFF 弘前城東店
- 実習内容: CD・DVD・グッズ
の袋詰め、書籍の加工等



【現場実習(3学年)】

- 実習先: (株)KEMY カンパニー
黒石苑
- 実習内容: シュレッター、パズル、
マッチング、ペグさし等



【現場実習(3学年)】

- 実習先: (株)なでし子
リトルbyリトル
- 実習内容: おもちゃクリーニング、
梱包作業等



【現場実習(3学年)】

- 実習先: くら寿司(株)弘前店
- 実習内容: 調理補助、食器の
洗浄・消毒等



中学部 高等部後期現場実習報告会への参加

10月30日(木)に高等部で行われた、後期現場実習報告会にオンラインで参加しました。高等部の現場実習というと中学部にとって憧れでもあり、高等部に進学すれば自分たちも行う大きな進路学習ということで、みなさん、画面に注目しながら真剣に聞いていました。

高等部1学年の実習報告の後、中学部生徒からの質問タイムを設けていただき、自分が疑問に思ったこと、知りたいことを、実習を経験した先輩に聞きました。どうやって実習先を決めたのか、休み時間の過ごし方や通勤についてなど、たくさんの質問に丁寧に答えていただき、「とても勉強になった。」と感想を話していました。

高等部における現場実習報告会への参加は、今後の進路を考える上で有意義な経験となりました。



高等部総合サービス班 作業研修（喫茶サービス）

高等部総合サービス班では、作業学習において、外部専門家をお招きして作業研修を行っています。

10月24日(金)、弘前パークホテルの山谷様と齋藤様を講師に迎え、喫茶サービスの研修を行いました。コミュニケーションやお客様の気持ちに寄り添っておもてなしをすることの大切さなど、プロの立場から適切なアドバイスをいただき、生徒は今後の喫茶サービスに向けて意欲を高めるよい機会となりました。



高等部農業班 農福連携に係る農業体験実習③

10月27日(月)、高等部農業班が「農福連携に係る農業体験実習」の3回目として、Farm なる実様の農園で、ぐんま名月とふじの2種類の収穫作業をしました。りんごの種類によって、ツルの硬さが違い、収穫のしやすさにも違いがあることを知ったほか、1か月前に葉取り作業をしたときよりも、ふじが濃い赤になっていることに気付くことができました。後半には、ぐんま名月の選果を体験し、傷の有無をよく見て、一人5個ずつ選果しました。12月13日(土)には、弘前市主催の農福学連携りんご販売会(会場:CiiNA CiiNA 弘前)で今回収穫したりんごを含め販売する予定です。摘果から生産に関わったりんごが、お客様に喜ばれて購入されていく経験を積んでもらいたいと思います。



高等部 アビリンピック（喫茶サービス）

10月30(木)、ホテル青森にて、「第23回青森県障がい者技能競技大会(あおもりアビリンピック)」喫茶サービスが開催されました。この大会は、障がいがある人の職業能力向上を図るとともに、企業や一般の方々に障がい者への理解を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催されています。喫茶サービス部門は、来店されたお客様に対して、他の参加者と連携・協力しながら、お客様の立場に立ち正確にかつスムーズにサービスを提供する技術を競います。

今回、高等部2学年の2名(R6技能検定の接客サービス分野I級取得者)が「喫茶サービス部門」で出場しました。本番では、緊張しながらも、予期しない質問に冷静に対応し、練習の成果を発揮していました。



高等部 建設専門工事業合同説明会・体験会

10月30日(木)に尾上総合高等学校を会場に開催された「建設専門工事業合同説明会及び体験会」に高等部の希望生徒1名が参加しました。

この会は、青森県専門工事業担い手確保推進協議会が今年度初めて弘前地区で開催したもので、高校等5校、約250名の生徒が参加し、17の建設業者の説明を聞いたり体験をしたりしました。

本校の参加生徒は建設業に興味があるため、9:30開始から15:30終了までの時間をフルに使い、全ての企業の説明を聞き、たくさんの体験を行いました。一言で「建設業」と言っても様々な専門業があることを知り、次年度の実習先を含め、進路先の候補が広がったようです。

なお、本生徒は弘南鉄道を利用して一人で往復しました。一般就労希望者は、保護者送迎がなくても、公共交通機関で移動できることは大切な力です。



卒業生と親の会（ひまわりの会）紹介

10月19日(日)にレクリエーションを行いました。7月に行った総会に続き、今年度2回目の集いの場となりました。今回のレクリエーションでは、「ビンゴボードゲーム」「ビーンバグツゲーム」「ディスクゴルフ」の3つのニュースポーツを体験しました。青森県障害者スポーツ協会から3名の講師をお招きし、投げ方やルールを教えていただき、競技に真剣に取り組む姿や得点が入って喜ぶ姿が印象的でした。

卒業生がスポーツを楽しんでいる間、保護者の方々は別室で談話会を行いました。お茶を飲みながら、近況報告をしたり、お悩み相談をしたりと、予定時間を超過するほど話は尽きませんでした。保護者の方々も親としての話を共有できる場を望んでいるようでした。

参加した卒業生や保護者が、久しぶりの友達や教員との会話を楽しむ様子がたくさん見られ、お手伝いで参加した教員からも「かつて教えたなつかしい生徒たちと会えて話ができて楽しかったです」といった感想が聞かれるなど貴重な機会となったようです。今後も卒業生と親の会（ひまわりの会）では、卒業生や保護者のみなさんが楽しく交流できる企画を考えていきたいと思います。**卒業後のご入会、お待ちしております。**



職員 第2回就労選択支援勉強会

10月15日(水)、弘前市福祉部障がい福祉課から総括主査 伊達紫瑞氏と社会福祉主事 秋庭諒輔氏のお二人を招聘し、高等部全教職員と小中学部の希望教職員を対象に第2回就労選択支援勉強会を開催しました。

今回は、10月1日からいよいよスタートした就労選択支援事業について、弘前市での手続きの流れや学校の役割等について講義していただきました。質疑応答は30分以上に及び、設定した時間が足りないほどの勉強会となりました。

就労選択支援事業については、今回学んだことを含め、次ページにまとめていますのでご覧ください。



就労選択支援ってなに？

略称 就労移行支援＝移行支援

就労継続支援A型＝A型 就労継続支援B型＝B型

○前提

これまでは、移行支援事業所による就労アセスメント(いわゆる「直Bアセスメント」)がありましたが、全国的に以下のような課題が挙げられていました。(課題は様々ありますが、代表的なものを掲載)

特別支援学校高等部 在学中の課題	進路先がB型事業所に決定してから(高3年の冬に)アセスメントを実施している。＝本人の就労面や生活面に関する能力等を把握するためのアセスメントではなく、B型を利用するためのアセスメントになっている。
卒業後の課題	働く力が付いてもステップアップ(生活介護→B型、B型→A型、A型→一般就労 など)しないことがある。＝施設側の囲い込み(たくさん作業ができる人を手放したくない。)

以上のような課題の改善も含め、「就労選択支援」ができました。

○「就労選択支援」とは…

障がいのある方本人が、**働く場所や働き方を自分で選択**することができるように支援する就労系障害福祉サービスです。「将来、こんな働き方をしたい!」「どんな働き方が自分に合っているか分からない。」というような悩みや不安についてサポートしてもらえます。

○対象は…

①移行支援やA型・B型の利用を考えている方 ←在学中はこちら

- ・現場実習を利用してアセスメントを受けることも可能(ただし、現状は中南地域全体で月に5名前後しか実施できないため、希望しても断られる可能性があります。)
- ・**高等部在学中から何度でも利用可能**(ただし、就労選択支援の結果の有効期限は1年間。高等部卒業後の4月からB型等を利用するためには、**高3年で就労選択支援を利用する必要があります。**)
- ・**卒業時にB型を希望する場合**:令和7年10月から必須。(ただし、現 高3年で、9月までにこれまでの就労アセスメントを実施した人は不要)＝現 高2年以下で、卒業時にB型を利用したい場合は、**高3年の前期(後期現場実習よりも前)に就労選択支援を利用する。**
- ・**卒業時にA型を希望する場合**:令和9年4月から必須。＝現 高1年以下で、卒業時にA型を利用したい場合は、**高3年の前期(後期現場実習よりも前)に就労選択支援を利用する。**

※生活介護や自立訓練、一般就労を希望する場合は、就労選択支援を利用する必要はありません。ただし、生活介護かB型で迷ったり、一般就労かA型で迷ったりする場合などは、高1・2年でも就労選択支援の利用をお勧めします(学校として、前期は高3年を優先とします。**高1・2年は後期に利用してください。**)

②すでに移行支援やA型・B型を利用している方 ←卒業後のこと

- ・今後は、利用中のA型・B型施設の契約を更新する際に、就労選択支援の説明を受けることになります。「ステップアップしたいな」などと思う場合は、**就労選択支援を利用してください。＝希望制**
- ・移行支援(原則2年まで)で3年目に延長したい場合は、令和9年4月からは必須です。

○11月現在、中南地域で開所した就労選択支援事業所は、**アイソーリンク(弘前市)とカリフラワー(平川市)の2か所のみ**です。ただし、今後増える可能性はあります。(早く増えてほしい!)

○弘前市の流れは…

- ・まずは弘前市障がい福祉課の窓口相談(希望時期の1～3か月前。基本的には**先着順**です。)
- ・利用開始までに各種書類を作成する必要があり、相談支援の利用の有無で手続きが変わります。

	相談支援を利用中の場合	相談支援を利用したことがない場合
高1年	相談支援事業所に就労選択支援を利用するための計画を作成してもらう。	保護者がセルフプランを作成する。
高2年		
高3年		必ず相談支援事業所と契約して計画を作成してもらう。

○就労選択支援のチラシ(弘前市作成)を添付しますので参考にしてください。更に詳しい話を聞きたい場合は、まずは学級担任までお知らせください。

れいわ ねん がつ はじ あたら しゅうろうけいしょうがいふくし
令和7年10月から始まる 新しい就労系障害福祉サービス

『就労選択支援』についてご案内します

～あなたが働きかたを選ぶためのサポートをします～

れいわ ねん がつ しょう しゃほんにん はたら ばしょ はたら えら ほんにん きぼう
令和7年10月から、障がい者本人が働く場所や働きかたについて選ぶことができるよう、本人の希望、
はたら ちから てきせい あ せんたく てつだ しゅうろうせんたくしえん かいし
働く力や適性に合った選択をお手伝いする「就労選択支援」が開始されます。

◇ 就労選択支援ってなに？

しゅうらい はたら はたら じぶん あ
「将来、こんな働きかたをしたい」「どんな働きかたが自分に合っているかわからない」
そんな悩みや不安についてサポートしてもらえるしくみが『就労選択支援』です。



◇ どんなことをサポートしてくれるの？

しゅうろうせんたくしえん つぎ
『就労選択支援』のサポートは次の①～④です。

- ① あなたや家族などから、働くことの希望や困っていることなどについて話を聴きます。
- ② あなたが作業などを行っている様子を見て、あなたの得意なことや不得意なことなどを探し、あなたがやりたい仕事をするためにどうすればいいか一緒に考えます。
- ③ あなたや家族、相談支援専門員、役所の人、学校の先生たちと、あなたが望む働きかたのために、なにをすればいいのか話し合います。
- ④ 話し合ったことをまとめてあなたにわかりやすく伝えます。これからの働きかたなどのアドバイスもします。

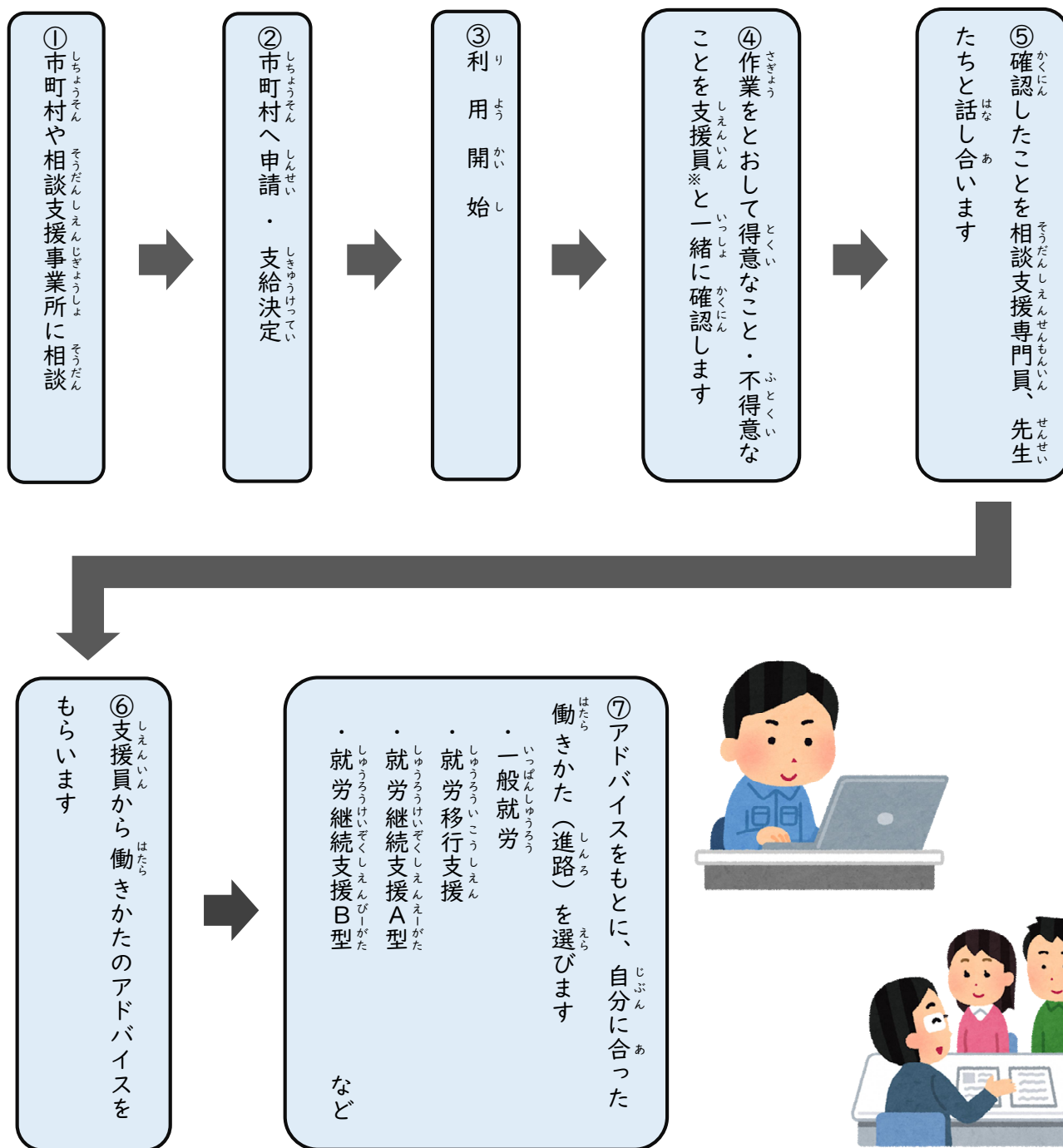
◇ 対象者は？

- ・ 就労移行支援や就労継続支援の利用を考えている方。
- ・ すでに就労移行支援や就労継続支援の利用している方。

しゅうろうけいぞくしえんがた しんきりよう かんが かた れいわ ねん がつ しゅうろうせんたくしえん りよう
※就労継続支援B型の新規利用を考えている方は、令和7年10月から、就労選択支援を利用することが
げんそく しゅうろうせんたくしえん う たいききかん しょう ばあい しゅうろういこう
原則となります。ただし、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合などは、就労移行
しえんじぎょうしょ しゅうろう へ りよう かのう
支援事業所による就労アセスメントを経た利用も可能です。

れいわ ねん がつ しゅうろうけいぞくしえんがた しんきりよう かんが かた しゅうろういこうしえん りよう
※令和9年4月から、就労継続支援A型の新規利用を考えている方、すでに就労移行支援を利用して
かた しきゅうけつてい こうしん いこう かた しゅうろうせんたくしえん りよう げんそく
いる方で支給決定の更新の意向がある方は、就労選択支援を利用することが原則となります。

◇ ^{なが}どんな流れになってるの？



※支援員とは、「就労選択支援員」のことです。

※③～⑥までの期間は1ヶ月で行います。

体調不良などでうまく進まない時にはさらに1ヶ月のばすことができます。